THE CHUGOKU BANK, LTD.

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 JUNE/JULY (Vol.62)

CONTENTS

海外拠点ニュース　米国に根付く日本文化 2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所
新興国ニュース第６２回海外最新ビジネス情報 4
株式会社東京コンサルティングファーム
【親子間のコミッション取引は損をしている！？】＜インドネシア＞ 8
PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）　米国公認会計士 加藤 豪氏
タイ法令の最新情報 10
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
新たな税務監査フレームワーク＜マレーシア＞ 12
Kato Business Advisory （マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director 日本国公認会計士　加藤 芳之氏
日本人の香港での学校選び＜香港＞ 14
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士　宮本　一氏
個人/企業所得税の確定申告、年度報告期限に注意 16
株式会社マイツ 国際事業部　中国室室長米国公認会計士　古谷 純子氏

株式会社　中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1－15－20
TEL:086－234－6539
香港支店　cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所　cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所　cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所　cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所　cbk_bang@fr-chugin.jp

・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース
米国に根付く日本文化

株式会社中国銀行
ニューヨーク駐在員事務所

１．ニューヨーク初の「ジャパン・パレード」開催

2022 年 5 月 14 日、ニューヨークで初となる「ジャパン・パレード」がセントラルパークウエストで開催されました。「ジャパン・パレード」には、当地に拠点を置く文化系サークルや各種スポーツクラブ、日系企業など約 90 団体、2,400 人が参加し、神輿や剣道、太鼓、空手、踊りなどの伝統文化を披露するとともに、日本からはセーラームーンの 5 戦士も参加し、沿道に駆け付けた 2 万人を超える観客を大いに盛り上げました。

2022 年は、1872 年に岩倉具視を特命全権大使とする使節団が米国を訪問して 150 年となる節目の年となります。使節団訪問を機に同年ニューヨークに日本領事館が設置されるなど日米関係の強化に繋がりました。この節目の年に日米交流のさらなる促進と日系コミュニティの強化を図りつつ、NY に感謝の意を表すとともに、未来世代へバトンを繋ぐ事を目的として「ジャパンパレード」が開催されました。

【ジャパンパレードの様子】

２．米国における日本食文化

外務省が公表する「海外在留邦人数調査統計」によると、2021 年 10 月時点で海外に住む日本人の数は約 134 万人であり、そのうち米国には 43 万人、つまり海外在住日本人の約 3 割が米国に集中しています。また、2021 年時点で北米には約 31,200 店の日本食レストランが存在しており、ニューヨークなどの主要都市はもちろん、地方の小さな町においても「寿司」や「ラーメン」などのレストランを多く見かけます。

米国人の中では「日本食=ヘルシー」というブランドが確立されており、肥満が社会問題となっている米国において、日本食は高く評価されています。多くの日本食レストランは日本人以外によって経営されていますが、「カリフォルニアロール」に代表されるように、現地人の嗜好に合わせたローカライズされた味付けも多く、米国人に広く受け入れられています。

【日本食レストランが集まるイーストビレッジ（ニューヨーク）】

国（地域）別在留邦人数推計上位10位　（単位：人）

順位	2021年		2020年		2019年	
	国（地域）名	在留邦人数	国（地域）名	在留邦人数	国（地域）名	在留邦人数
1	米国	429,889	米国	426,354	米国	444,063
2	中国	107,715	中国	111,769	中国	116,484
3	オーストラリア	93,451	オーストラリア	97,532	オーストラリア	103,638
4	タイ	82,574	タイ	81,187	タイ	79,123
5	カナダ	70,892	カナダ	70,937	カナダ	74,687
6	英国	63,653	英国	63,030	英国	66,192
7	ブラジル	48,703	ブラジル	49,689	ブラジル	50,491
8	ドイツ	42,135	ドイツ	41,757	韓国	45,664
9	韓国	41,238	韓国	40,500	ドイツ	44,765
10	フランス	36,347	フランス	37,134	フランス	40,538

（出所：外務省）

３．米国の現状

非営利団体「Partnership for New York City」が５月９日に公表した調査結果によると、マンハッタンの企業に勤めるオフィスワーカーのうち、週５日出勤を再開したのはわずか 8%で、多くの企業では未だに在宅勤務を継続しています。一方で、2 年間中止されていた対面でのセミナーやミーティングも近時は再開されるなど、ビジネスも本格化しつつあります。

また、現在の米国では新型コロナウイルスに関する規制も大きく緩和されており、米国内では航空機や地下鉄の中でもマスクを着用する必要はありません。旅行者のメッカとも言えるタイムズスクエアには驚く程多くの観光客が集まり、パンデミック前の日常が戻ってきたように感じます。

【タイムズスクエア（2022 年６月５日時点）】

４．まとめ

近時のビジネスを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、新型コロナウイルスの変異株の動向、ウクライナ情勢、モノやヒトなどの供給制約、高インフレの鎮静化ペースなど注視すべき事項は多くあります。

一方で、現在は日米間の渡航規制も大きく緩和され、今後はお客さまの米国ビジネスも本格化されると思われます。先進国の中でも安定的に人口増加を続ける米国では、今後も経済は底堅く成長する見通しであり、引き続き多くのビジネスチャンスがあると考えられています。

ニューヨーク駐在員事務所においても、引き続きお客さまのビジネスを全力でサポートさせて頂きますので、何かお困りの際にはお気軽にご相談下さい。

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：
150 East 52nd Street, 17th Floor,
New York, NY 10022 USA
TEL： 212-371-7700
FAX： 212-371-7173

新興国ニュース
第６２回
海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン・バングラデシュ・インドの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

～フィリピン～
【改正外国投資法】

2022 年 1 月 6 日に改正された『小売業自由化法案』（本 News Letter 2022 年 1 月号を参照）に続き、2022 年 3 月 2 日に外国投資に関する法律の 1 つである、「外国投資法」（Foreign Investments Act of 1991）が改正され、共和国法第 7042 号（The amendments to Republic Act No. 7042）が Rodrigo Duterte 大統領の署名により発布されました。
本法案の施行は、Official Gazette（フィリピンにおける官報）の発表から 15 日後、すなわち、2022 年 3 月 17 日から施行されます。
本稿では、フィリピン外国投資に関する法律の基本に触れつつ、本法案によって外国人がフィリピン国内でのビジネスにどのような変化が起こるのかについて、以下の 3 つにまとめました。

１．フィリピンの外国投資に関する法律とは
２．2022 年３月２日、改正外国投資法の内容
３．最後に

1. フィリピン外国投資に関する法律

フィリピンは外国の投資に関して、３つの法律が基本となっています。

①1987 年オムニバス投資法（The Omnibus Investment Code of 1987）
→外国からの投資に関して、優遇措置を伴う投資に関する法律。

②1995 年特別経済特区法（The Special Economic Zone Act of 1995）
→輸出加工区、及び経済特区（Special Economic Zones）に関する包括的な法律。主に特区内に進出する企業に対して優遇措置を付与。

③1991 年外国投資法（Foreign Investments Act of 1991）
→外国からの投資に関して、優遇措置を伴わない投資について定められた法律。

“Negative List”と言われる外国投資規制法は、規制対象となる分野の決定において③の 1991 年外国投資法が基となっています。

※現在（2022 年 3 月 13 日時点）では、第 11 次外国規制投資法（11th Foreign Investment Negative List）が最新です。

2. 2022 年３月２日、改正外国投資法の内容

要約すると、以下の 4 つが本法により策定されました。

①外国規制投資法（Negative List）の規制業種に当てはまらない限り、外国資本 100％での法人設立が可能。

ただし、DOST（The Department of Science and Technology、フィリピン科学技術省）が認める最先端技術開発を扱い、且つフィリピン人従業員を最低 15 名以上雇用している企業に限られる。

また、上記該当の法人の最低払込資本金額

100,000USD の要件が求められる。

②外国規制投資法（Negative List）で 40%の資本比率を強要している業種の明確化

※例えば、上記の規制業種の１つである公共事業（Public utility）が当てはまる。
今日まで公共事業の規制の根拠はフィリピンの現行憲法によって定められていたが、どの業種が公共事業に該当するのかについては、特段その他の法律の規定がない限り、SEC（Securities and Exchange Commission、証券取引委員会）と DTI（The Department of Trade and Industry、フィリピン産業省）の判断に委ねられている。

③IIPCC（Inter-Agency Investment Promotion Coordination Committee、省庁間外資誘致促進委員会）により、①の企業はフィリピンの軍事、安全上の脅威の有無について調査される

※IIPCC とは、DTI、BOI（Board of Investments、投資促進機関）、及び PEZA（Philippines Economic Zone Authority、フィリピン経済特区）などのフィリピンの各種投資機関で構成されている委員会の総称ことを指す。

④本法案、及び外国投資規制法をはじめとしたその他の法律に①の該当企業が違反した場合、200 万 PHP から 500 万 PHP の支払いの罰則が規定

3. 最後に

本法により、今まで Covid-19 の影響による経済の停滞からの脱却の１つとして「改正外国投資法」が制定されました。フィリピン政府要人の発言を新聞等のメディアから窺うと、単なる雇用対策だけではなく、フィリピンの経済、及び科学技術の向上を目指す発言が多く見て取れました。

またこの流れから、今まで Covid-19 の対応のため約 4 年間保留となっていた、第 12 次外国投資規制法（12th Foreign Investment Negative List）も年内に発布されるのではとも噂されています。

この法改正により、手続き面においての規定がどのように変わるのかについては現時点では不明です。

〈参考文献〉
https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/03mar/20220302-RA-11647-RRD.pdf
https://newsinfo.inquirer.net/1563611/new-law-eases-entry-of-foreign-investors

～バングラデシュ～

【新型コロナウイルスの検疫手続きについて】

2022 年 4 月 25 日よりバングラデシュ入国時に必要となるコロナ関連の提出書類の規定変更がありました。現在の最新情報をお伝えします。
バングラデシュにあるシャージャラル国際空港は、PCR 検査の陰性証明書（英語版）と QR コード付き健康申告書の２種類の書類提示が必要です。今までワクチン接種証明書と PCR 検査の陰性証明書の提示が必要でしたが、４月 25 日よりワクチン接種証明書があれば PCR 検査の陰性証明書は提示しなくても入国可能になりました。しかし、ワクチン接種を完了していない方に限り、出国 72 時間以内に実施された PCR 検査の陰性証明書を提示する必要があります。

①ワクチン接種の接種証明書
（電子版）マイナンバーカードを取得している方はデジタル庁が発行している新型コロナワクチン接種証明書アプリから接種証明書が取得で

きます。
※マイナンバーカードは発行まで１か月程かかることをご留意ください。
https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert

（書面）マイナンバーカードをお持ちでいない方は、市町村の窓口で交付されます。
渡航の際は海外版接種証明書の取得となります。必要書類に関しては各市町村で異なる可能性があります。各自治体の窓口までお問い合わせください。

②QR コード付き健康申告書
渡航出発前の３日以内に以下の URL のオンラインフォームの所定欄を記入し、健康申告書の画像データ・または印刷したコピーを入国時に検疫で提示する必要があります。

https://healthdeclaration.dghs.gov.bd/

ただし、航空会社によってはワクチン接種証明書の提示が必要な場合がありますので、事前に航空会社にご確認の上、必要でしたら準備が必要です。

～インド～

【直接/間接税、会社法、インド法制度の最新アップデート】

1. 直接税アップデート

1. Form 10-IC（内国法人による法人税の譲許的レート適用に係る申告書）

AY 2020-21 において、前年度のインド所得税法 Rule 21AE に基づく Form 10-IC による申請の遅れは以下の条件を満たす場合容認されます。

i）AY 2020-21 における所得税申告が同法 139(I) に基づき特定の期日までに行われた場合

ii）同法 115BAA に基づく課税に係る申告の場合

iii）Form 10-IC が 2022 年 6 月 30 日まで、あるいはオンラインにて申請を 同 Circular（ガイドライン）発行月の月末より 3 ヵ月以内にオンライン申請が行われた場合

2. 間接税アップデート

1. 延滞税免除（マハラシュトラ州 GST 当局）

マハラシュトラ州 GST 当局は、2022 年 3 月 31 日までに未完了のすべて申告について納税者に対して利息及び税金の支払いのみを課し、延滞税を免除するとしました。

2. 資本財に係る輸入税の軽減税率廃止

資本財に係る輸入税の軽減税率は廃止され、当初予定の 7.5%が適用されます。

3. 中小零細企業（MSMEs）への輸入税免除

中小零細企業（MSMEs）に対する鉄スクラップに係る輸入税の免除期間が 1 年延期になりました。

4. 間接税申告フォームの変更

以前インド CGS 法第 38 条に基づき、Furnishing of inward supplies（輸入品に係る申告）として使用されていた GSTR-2 フォームが Communication of details of inward supplies and input tax credit（輸入品及び仕入税額控除の詳細に係る伝達）として GSTR-2A 及び GSTR-2B フォームに変更されました。

5. CGST 法の主要な改正

CGST 法における主要な改正は、以下第 16 条、第 34 条、第 37 条、第 39 条、第 52 条における改正となります。
ある会計年度における修正及び訂正、請求書等のアップロード、また申請漏れの仕入税額控除に

係る期日は翌年の9月より翌年の11月30日に変更になりました。

6. 電子請求書適用の改正

電子請求書の上限がINR 50 croresよりINR 20 croresへ2021年2月24日付で改正され、同改正は2022年4月1日より適用されています。

3. 会社法アップデート

1. 2021年3月24日付2014年会社（監査及び監査人）規則

2014年会社（監査及び監査人）規則第11条に基づき、監査報告書には「会計帳簿を管理するために監査証跡（編集ログ）機能を有する会計ソフトウェアを用いて年間におけるすべての取引の記録を行い、監査証跡機能には一切の改ざんはなく、法定要件に従って監査証跡が保存されている」という記述が含まれていなければなりません。

同改正の適用は、インド企業省により1年間延長されたため2023年4月1日からとなり、各企業は各取引の監査証跡を記録できる機能を備えた会計ソフトを使用することを義務づけられます。

2. 2022年LLP（改正）規則

従来の規定では、LLPが同一または望ましくない名称で登録されている場合、3ヶ月以内に変更しなければLLPは1万インドルピー～500万ルピー、パートナーは1万ルピー～100万ルピーの罰金を課せられるとなっていましたが、改正後は3カ月以内に変更をしなければ、LLPのORDNC（Order of Regional Director Not Complied の略語）として、既存のLLPIN（LLP登録番号）に基づき新しい名称にてフォーム16Aにより新たに法人設立証明書を発行しなければならないことになりました。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

（URL http://wiki-investment.com/）

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【親子間のコミッション取引は損をしている！？】
＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）
米国公認会計士
加藤 豪氏

商社などで、親子間でコミッション取引をしているケースなどがあるかと思います。
この場合、グループ全体として考えると、実はVAT分を損していることになります。

下記のケースを考えてみます。
日本本社Aがインドネシア顧客Cに製品を直接販売するにあたり、子会社Bがインドネシアで販売活動をサポートした対価として、BからAへコミッションフィーを請求する。

まずこの場合の税務ですが、VATは物品やサービスを消費した場所で課税（消費地課税主義）されます。“販売活動“というサービスの消費は、インドネシア国で消費されたと考えられますので、VAT課税対象となります。
源泉税に関しては、ざっくり分類すると「使用料」か「事業所得」かが重要になってきます。「使用料」に該当する場合は、源泉税がかかり、「事業所得」の場合はかかりません。
ここでの「使用料」とは、租税条約上の定義としては、
「文学上、美術上若しくは学術上の著作物・(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価」です。
一言でいうと、「ノウハウ」や「ロイヤルティー」の類となります。一般にコミッションはこの「使用料」には該当せず、「事業所得」になります。そのため、源泉税については、かかりません。

上記を踏まえてこの取引を考えると、仕訳は下記のようなものになります。

【コミッション100にVAT10を載せて
110を本社Aに請求する。】
〇インドネシア側
未収入金110 / 売上100 , 仮受付加価値税10

〇日本側
支払手数料など 100, 租税公課 10 / 未払金100

ここで注目したいのは、日本側で発生している「租税公課」です。このVATは日本側では仕入税額控除に使用できないため、単純にコストになります。
そうすると、日本が支払ったVAT分は、インドネシア側子会社を経てそのままインドネシア側の税務署に納税する流れとなるのです。
以上より、グループ全体として考えると、この親子間のコミッション取引をすることで10だけ損していることになります。
もちろん、子会社とはいえど独立した法人ですので、提供した役務に対してきちんと親会社に請求することは望ましいです。しかし、他の取引に含めることで調整できないかなど、移転価格全体を考慮した設定が重要になります。

また、子会社Bの輸入ライセンスを使用して、製品を代わりに輸入し、関税等を立替えることは可能ではありますが、2点留意事項があります。

まず、インドネシアでは輸入の際にかかる税金が3種類あります。

a. 関税

b. 輸入 VAT
c. 前払法人税

a については、日本本社 A に立替請求することは特に問題ありません。これは本来的にも製品に価格に上乗せされるコストになります。b と c については、本来はそれぞれ B の仮払付加価値税、前払法人税として使用できるものであり、コストとなるような税金ではありません。A からすると外国の税金であるため、立替請求されるとコストとなってしまいます。その一方で、ではこの部分は立替請求しなければいいかというと、そうでもありません。特に b に関しては、本来 B の仮受付加価値税と相殺されるべき VAT になりますが、当該取引については、B はコミッション売上を計上するのであり、物自体に付加価値をつけて販売しているのではありません。そのため、この輸入 VAT が「仕入税額控除」として使えない恐れがあります。

もう 1 点の留意事項としては、物の売上総額に対して、VAT の見做し課税をされるリスクがあるということです。コミッション取引なので、本来は B が在庫に関するリスクを負っておらず、コミッションのみに VAT を掛ければよいのですが、輸入主体が B となっていることから、物の売上総額全体に対して、VAT の見做し課税を指摘されることがあります。もちろん然るべき説明が税務署にできれば問題ないですが、無用な指摘を避けるためにも、B の輸入ライセンスを使用することは避けることが望ましいです。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：
PT. Bridge Note Indonesia （マイツグループ）
President ： 古賀　晶子
住所：
Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950
E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容:
各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国
・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の抗体検査キット(ATK)購入費用の 150%の税控除

タイ政府は、事業者が社員または従業員向けに購入する新型コロナウイルス感染症の抗体検査キット(ATK)購入費用の 150%を法人税の免税対象とすることを 2022 年 4 月 26 日に閣議で承認しました。
(現時点(5/24)では、まだ官報に公示されていません。)

ATK 購入対象期間:
2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日
条件:①社員または従業員への検査を対象に使用されること。
②新型コロナウイルス感染症のセルフテスト形式の検査キットおよび試薬であること。
③詳細は、歳入局長が定めた規則、手続き方法、条件等に従う必要があります。(まだ公示されていません。)

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
https://tax-ez.info/Update/View/6vxcF3Ca/

2. 法人、個人が得た政府からの補助金に対する所得税免税

タイ政府は厳格最高管理区域(ダークレッドゾーン)に位置する企業あるいは個人が、タイ政府が実施した下記の支援策による補助金を受け取った場合、法人及び個人の所得税の免税対象とすることを 2022 年 1 月 24 日に閣議で承認し、5 月 24 日に官報に公示されました。

条件:①事業主及び社会保険に加入している従業員(社会保障法 33 条に基づく)に対する補助金

→支給された補助金は法人税(または個人所得税)計算において、免税として扱う。

②中小企業(Small and Medium-Sized Enterprises(SMEs))の雇用水準を促進し維持するためのプロジェクトに対する補助金

→支給された補助金は法人税計算において、課税対象となる。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)

https://tax-ez.info/Update/View/6AQ0GpPO/

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先ー
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
【所在地】
1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110
【Mail】info@aapth.com
【URL】http://www.aapth.com

新たな税務監査フレームワーク ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director
日本国公認会計士
加藤 芳之氏

＜ポイント＞
・5月1日発効の新税務監査フレームワーク
・監査結果に基づく技術的調整にはペナルティがかからない

＜新たな税務監査フレームワーク＞

N子:加藤さん。今回も、前回に引き続き、新税務監査フレームワークのお話ですか？
加藤:そうですね。5月1日に発効となった税務監査フレームワーク(Tax Audit Framework 2022「TAF2022」)の導入部分について、前回お話をさせて頂きましたが、今日はその続きをご説明したいと思います。
N子:前回は、用語の変更や、ペナルティ率の変更についてお話頂きました。
加藤:そうですね。
N子:簡単に復習して頂いても良いですか？
加藤:はい。まず用語について、今までの「デスクオーディット」が「一般的レビュー（general review)」に、「フィールドオーディット」が「包括的レビュー（comprehensive review)」に変更されました。
N子：何度聞いても、以前の用語の方がイメージ湧き易いですね。。
加藤：そうですね。まずデスクオーディット、すなわち税務当局(IRB)所内で資料チェック等を行い、そこで何かを発見した場合等だけフィールドオーディット、すなわち納税者の会社オフィスまでやって来て監査を行うというパターンが多かったので、以前は用語とイメージがピッタリだったんですが。。
N子:一般的と包括的ですか。。
加藤:かなり分かりにくくなりましたね。
N子：ええ。。あと、ペナルティがやや軽減される形で変更になりましたね。
加藤:そうですね。具体的なペナルティ率については、前回の記事をご参照ください。
N子:はい。

＜技術的調整に対するペナルティの取扱い＞

N子:その他、どの様な内容があったんですか？
加藤:はい。ちょっと難しいんですが、監査の結果生じた技術的調整により所得の過小申告または所得の申告漏れが顕在化した場合は、セクション113（2）に基づくペナルティが課されない事が明記されています。
N子:ぎ、ぎきゅつ的何とかって、それ難しいですね。。どういう意味ですか？
加藤:ハハハ。。英語ではテクニカルアジャストメントって言うんですけど。。
N子:Technical Adjustments ですね。
加藤:その通り。この技術的調整については、きちんとその定義も書かれてまして、「各ケースの事実と問題に基づいて決定された税法上の解釈」の違いにより生じた調整というものです。
N子:なるほど。。まだ難しいですが、平たく言えば、不正とかではなく、解釈の違いっていうやつですね？
加藤:まあまあ、そういう事です。ただ、N子さんが難しいというのも当然で、私も非常に難しいと思っています。
N子:はい。
加藤:実務的に、こちらは技術的調整だと主張しても、果たして税務当局がすんなり認めてくれるかどうか。非常に心配ですね。まあ、今後のプラクティスに委ねるしかありません。

N 子:そうですね。良く分かりました。
加藤:有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤　芳之
【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）
【有資格者】6 名
【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

－お問い合わせ先－
KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD
N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia
Kato@kato.com.my
携帯：＋60-12-371-0369

日本人の香港での学校選び ＜香港＞

香港マイツビジネスコンサルティング
米国公認会計士　宮本　一氏

5 月に入って香港では新型コロナウイルス対策の制限緩和が進み、ビーチやプールの再開など措置の一部は予定より前倒しで行われました。また入境制限においては、ワクチン 2 回接種を終えた外国人の香港入境も可能となり、香港入境後の待機期間は 7 日間です。日本国籍者は 90 日以内の滞在であれば査証免除を受けられます。一方、日本も水際対策の緩和が発表され 6 月 1 日より香港から日本への入境者に対しては隔離が不要となります。出発前 72 時間以内に PCR 検査を受けた陰性証明書を提出する必要はありますが、ワクチン接種記録の提出は求められません。いよいよ日本と香港の往来が実現し始め、新型コロナウイルスの感染拡大によって制限されていた各業界も活気を取り戻すのではと期待が高まります。

さて、この 2 年余り日本にいる家族と離れて暮らしている駐在員の方も多く見られますが、今回の渡航再開によって家族を香港へ呼び寄せる方もいらっしゃるのではないでしょうか。子連れの日本人が知っておきたい香港の学校事情についてまとめます。

香港は学歴至上主義のため親は教育熱心な傾向にあります。学校選びは日本よりも多くの選択肢がありますが、その反面、人気のある学校は競争率も非常に高くなります。そして選択肢の幅が広がるかどうかは親の経済力によるところも大きく、香港にこれから何年ほど滞在するのか、重視する言語や教育方針、子どもの性格など、各家庭でよく考える必要があります。

現在の香港の学校制度は日本と同様で小学 6 年、中学 3 年、高校 3 年、大学 4 年を採用しています。日本と同じく 3 学期ありますが、学年始まりは 9 月からです。

＜プリスクール・幼稚園＞

幼稚園に就園前の 1 歳 8 カ月や 2 歳から「プリスクール」があり、香港では幼稚園に入る前から通わせる人も少なくありません。教育施設としてのプリスクール以外にも、幼児向けの遊びを定期的に開催するプレイグループは、英語や日本語など様々なグループがありますので、就園前の慣らし保育としてや親同士の交流目的として参加することができます。

幼稚園は、日本人の多くにとって選択肢は 3 つあります。

・インターナショナル幼稚園
　‥学費が非常に高い、自由な校風な園が多く英語力が身に着く。

・日系幼稚園
　‥日本の幼稚園と同様に活動を大切にしている園が多く、先生は日本人。
　多くの園で英語を学ぶ時間もある。学年は 4 月始まり。

・ローカル幼稚園
　‥学費が安い。広東語に加え北京語、英語も学べる。勉強中心な園が多く、宿題もある。

＜小学校・中学校＞

・インターナショナルスクール
　‥学費が非常に高いが、日本人だけでなく様々な国籍の子どもに囲まれたグローバルな環境で、英語が話せるようになる。欧米式の授業を取り入れている。

・香港日本人学校
‥公立ではないため授業料がかかるがインターナショナルスクールよりは安い。
先生は日本から派遣されており、英語は外国人（ネイティブ）から学べる。

・ローカル学校
‥義務教育の為、学費が無料か安く済む。香港人が多いが広東語以外もしっかり学べる。
公立でも、授業のカリキュラムは学校により大きな差があり人気校や難関校がある。
小学校の成績によって行ける中学校が決まるため勉強重視で、学校行事はほぼ無い。

＜高校＞
香港日本人学校には小学部、中学部がありますが高等部はありません。そのため中学卒業後は日本の高校を受験し日本へ帰国するか、香港のインターナショナルスクールに通う子がほとんどです。香港の教育制度は3・3ですが中高一貫教育のため、高校からローカル校に通うのはあまり現実的ではないようです。

＜大学＞
香港には大学が少なく、必然的に成績が上位の子しか大学に進学ができません。高校を卒業したら「香港中学文憑（DSE)」を受験し、この試験の結果で大学への選抜が自動的に行われます。日本のように行きたい大学を受験するのではなく、成績により学力に見合った大学に振り分けられます。香港内の大学は狭き門ですが、海外の大学を受験する人も多くいます。日本人の場合は、高校進学と同様に日本か海外の大学を選ぶパターンが多いでしょう。

おそらく香港に住む日本人の多くは駐在員で、子どもをインターナショナルスクールか日系学校に通わせ、いずれは日本へ帰国することを視野に入れていると思います。香港人と国際結婚している家庭であればローカル校も選択肢に入ってくるかもしれません。

インターナショナルスクールや日系学校に比べるとローカル校の受験戦争は行き過ぎているように見えるかもしれませんが、受験戦争を勝ち抜いてきた香港の大学生はエリートが多く、世界大学ランキングには香港大学、香港科技大学、香港中文大学が上位で入っています。香港の大学生は勉強熱心で、例えば香港大学は英語で授業が行われ、香港人の学生同士が英語でディスカッションするなど意欲的に授業に取り組んでいます。どんな学校に通わせるとしても、これからの時代を担う子供たちにとってグローバル感覚は必要不可欠です。多文化共生を実現している香港で生活することは、間違いなく大きな刺激になるでしょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：
香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。
上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。
ーお問い合わせ先ー
事務所所在地
Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
Tel：+852-2959-1320
E-mail ：cs@myts.com.hk
URL ：http://www.myts.co.jp

個人/企業所得税の確定申告、年度報告期限に注意

～ロックダウン下の上海市は企業所得税の確定申告期限が１カ月延長、また日本本社として、還付申請や年度監査報告書にも留意～

株式会社マイツ
国際事業部　中国室室長
米国公認会計士　古谷 純子氏

例年通り、中国では３月から６月に掛けて個人所得税や企業所得税の確定申告、連合年度報告の時期となりました。本稿では、更に年度監査も加えた概要と期限、その他留意事項を説明します。

一方、ロックダウンが約２か月も続いた上海市では、納税申告期限の延長[i]に続き、連合年度報告や企業所得税確定申告の期限延長も発表されましたので、上海市の各種申告期限についても、併せてお伝えします。

1.　連合年度報告：
～全ての外商投資企業が対象～

外商投資企業は、中国政府の各行政機関（商務部（商務委員会）、統計局、税務総局、財政部（財政局）、外貨管理局、税関）に対し、前年度の経営状況、従業員数の変動を始めとする各種の会社情報の申告・報告が要求されています。具体的には 2019 年度以降は（2018 年度までの連合年検ウェブサイトに代わり）企業信用情報システム（次頁 HP サイトの画面図を参照）を通じて、情報の入力を行います。

当該実施期間は１月１日～6 月 30 日[ii]です。

更に、行政機関での手続きの効率化・簡素化の加速と連動し、これまで連合年度報告とは別途、要求されていた、商務部連合報告システム/国家外貨管理局データ外国管理プラットフォームへの重複報告も 2020 年（対象期間:2019 年度）以降では不要[iii]となり、当該プラットフォームは企業信用情報システムに統合されています。

尚、上海市の報告期限は 6 月に入り、6 月 30 日→9 月 30 日へ延長された旨、公表[iv]されました。

2.　個人所得税の確定申告：
～追納・還付が必要な居住者個人のみ～

個人所得税に関しては、2019 年 1 月施行の「個人所得税法[v]」の補充規定となる、財政部・国家税務総局公告 2019 年第 94 号[vi]等に基づき、中国税法上の居住者[vii]は以下の要件に従い、必要な場合、3 月 1 日から 6 月 30 日に確定申告を行います。

尚、上海市の個人所得税の確定期限の延長は、本稿執筆時点において、特段公表されていません。

【確定申告の要件】

(1) 確定申告が必要な場合： 以下のいずれかの状況に該当する場合、確定申告を行う必要があります。
➢ 予定納税の税額＞通年での納税税額、且つ納税人が税額還付を申請する場合 ➢ 総合所得収入が 12 万元を超え、且つ追納すべき税額が 400 元を超える場合
(2) 確定申告が不要な場合： 個人所得税を予定納税し、且つ以下のいずれかの状況に該当する場合、確定申告が不要となります。
➢ 確定申告にて税金追納する必要があるが、年度総合所得収入が 12 万元を超えない場合 ➢ 確定申告にて追納する必要があるが、税額が 400 元を超えない場合 ➢ 予定納税の税額と年度で納税すべき税額が一致するか、税金の還付を申請しない場合

（財政部・国家税務総局公告 2019 年第 94 号では、確定申告に係る上記政策の対象期間を 2019 年度及び 2020 年度としましたが、財政部･国家税務総局公告第 2021 年 42 号[viii]により、既に 2023 年 12 月 31 日まで延長されています。）

一方、2021 年度も駐在員の一時帰国の長期化や早期の本帰国等により、中国での予定納税額と納付すべき税額に差異が生じ得るケースもあり、必要に応じ、還付・追納等の対応が必要と考えられ、注意が必要です。

尚、個人所得税の重要トピックとして、確定申告とは別に、広東省の大湾区（グレーターベイエリア）や蘇州など、各地方政策に基づき、個人所得税の優遇措置が実施されています。
大湾区では高級人材（A 類等）に対し、通常の適用税率で納税後、課税所得の 15%超の税額部分が財政補助形式にて還付されます。

例年、還付申請期間は概ね数週間～2 か月程度であり、留意が必要です（以下[V]も併せてご参照ください）。

- 華南通信　:【2019 年 8 月】「粤港澳大湾区個人所得税優遇政策」の細則を公布！！
- JP マイツ通信　:【2021 年 10 月】With コロナ 駐在員の個人所得税に 直接的な影響ある重要規定②

3. 企業所得税の確定申告
～全ての企業が対象～

企業所得税の確定申告は個人所得税とは異なり、全ての企業が対象です。年度終了後に企業所得税申告書を税務機関に提出し、企業所得税年度納税額を確定させます。予定納税に対して、過納分は還付、不足分は追納となります。申告期限は 5 月 31 日です。

但し、ロックダウンが継続中の上海市では、上海市税務局より 1 カ月期限を延長し 6 月 30 日を申告期限とする旨が公表済です[ix]。

4. その他手続き：年度監査

上記以外の重要事項として、2021 年度の企業の財務報告に対する、会計事務所の年度監査が挙げられます。特に 2021 年度は企業会計準則を適用する場合、IFRS に準拠した収益認識基準となる改正「企業会計準則 14 号-収入」[x]等が非上場企業を含み全面的に適用されました。この為、財務会計「2021」32 号[xi]の公布など、適切な企業の会計処理や適正な会計事務所の監査が、改めて求められています。

項目	手続き期限
年度報告	6 月 30 日 （上海：9 月 30 日）
個人所得税　確定申告	6 月 30 日
企業所得税　確定申告	5 月 31 日 （上海：6 月 30 日）
年度監査	期限なし（通常、～4 月）

【年度報告まとめ】

【企業信用情報システム HP サイト画面】➡

5. 留意事項：

上記の年度業務は現地法人の果たすべき役割が大きいものの、日本本社としても期限の把握に加え、駐在員や出張者の個人所得税の確定申告や、大湾区等を始めとする地方政府の優遇政

策を享受すべく、駐在員の個人所得税の補助金申請などの政策の周知・サポートなど、支援すべき重要項目もあります。

また、年度監査自体は会計事務所が実施するものであり、現地法人に対して特段の期限が課せられる訳ではありませんが、1の年度報告や3の企業所得税確定申告の前には監査報告書を入手される必要があり、また適正に実施された年度監査や日本本社による監査報告書の確認・検証は、現地法人の不正の発覚や抑制に繋がります。従って日本本社等の質問に対し、現地の監査人（会計事務所）から満足な回答が得られない等があれば、年度監査対応を含んだ子会社管理の状況や手法の再確認・再検討をすべきでしょう。

[i] 概要は JP マイツ通信 5 月号を参照のこと。マイツグループのニュースレターは下記 URL の通り。
URL: https://myts.co.jp/category/newsletter/

[ii] 年度報告を要する根拠として「企業信息公示暫定条例」、「外商投資信息報告弁法」、「外商投資情報報告に関する関連事項の公告」、「2021 年度の外商投資信息報告年度報告の実施に関する通知」等を参照のこと。

[iii] 当該根拠として、「年度報告の“多報合一”改革の実施に関する関連業務の通知」（国市監信「2019」238 号）の他、商務部公告 2019 年第 72 号、匯発「2015」13 号等を参照のこと。

[iv] 期限延長の関連情報は右記 URL の通り。URL：上海企业年报延期至 9 月 30 日 | 上海市外商投资协会（shfia.cn）。

[v] 個人所得税法の原文は下記 URL の通り。
URL:http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810744/n3752930/n3752974/c3970366/content.html

[vi] 同公告は右記 URL の通り。
URL:http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5141235/content.html

[vii] 外国籍など住所の無い個人の場合、一納税年度内に累計満 183 日以上、中国国内に居住する個人を指す。

[viii] 同公告の原文は下記 URL の通り。　尚、同公告は年 1 回性賞与の優遇政策に対する延長（2023 年 12 月末まで）も規定している。
URL:http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5171841/content.html

[ix] 居住者企業向けの通知は、右記 URL の通り。
URL:http://shanghai.chinatax.gov.cn/xxgk/tzgg/202205/t462697.html
非居住者向けの通知は、右記 URL の通り。URL：
http://shanghai.chinatax.gov.cn/xxgk/tzgg/202205/t462703.html

[x] 新リース基準（企業会計準則 21 号-リース）も全面適用となった。解説はマイツグループのニュースレター、原文は下記 URL の通り。URL：
https://www.casc.org.cn/2018/0815/202799.shtml （14 号）/ https://www.casc.org.cn/2018/0815/202790.shtml（21 号）

[xi] 財務会計「2021」32 号の原文は右記 URL の通り。
URL:http://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202112/t20211229_3779103.htm

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ
【URL】：http://www.myts.co.jp
【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324
【問い合わせ窓口】
篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、
その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。